令和5年度 国立大学法人琉球大学入札監視委員会 議事概要

	開催日時及び場所	令和5年12月4日(月)14:00~15:00 国立大学法人琉球大学 本部管理棟2階 第二会議室				
	委員	委員長 仲地 健 (沖縄国際大学 産業情報学部 教授) 委 員 上原 道子(上原道子行政書士事務所) 委 員 田里 友治(税理士法人 SOUTH POINT)				
	審議対象期間	令和4年10月1日~令和5年9月30日				
	抽出案件(合計)	6	件	①委員長の選出		
	工事(小計)	3	件		 法人琉球大学入札監視委員会設置要 基づき、互選により仲地委員が委員	
	一般競争入札 (政府調達に関する協定対象工事)	0	件	長に選出された。 ②審議事項 抽出案件について、資料に基づき、事務局より概要及び契約内容の説明を行った。 質疑応答があり、内容を点検及び確認し、全ての案件が問題無しと承認された。		
	一般競争入札 (上記工事を除く)	3	件			
	工事希望型競争入札	0	件		契約内容の説明を行った。	
	通常指名競争入札	0	件			
	随意契約	0	件			
	設計・コンサルティング業務	3	件			
委員からの意見・質問、 それに対する回答等		意見・質問			回答	
		別紙のとおり		J	別紙のとおり	
委員会による意見の具申 又は勧告の内容		特になし				

質問	回答
1. 建設工事の入札・契約状況について【報告事項】 (事務局より説明) ・特になし	
2. 設計・コンサルティング業務の入札・契約状況について 【報告事項】 (事務局より説明) ・特になし	
3. 指名停止等の措置状況について【報告事項】 (事務局より説明)	
・指名停止の措置が1件報告事項として挙がっているが、このようなことはよくあることなのか。	・今回の案件については、評価値が最も高かった業者に対して低入札価格調査のために監督職員によるヒアリングを行ったところ、積算に誤りがあったため、入札金額では工事が出来ないことが判明しました。そのため本学の工事請負契約要領に定められている「不正又は不誠実な行為」に該当すると判断し、指名停止措置を行いました。入札参加業者の積算に誤りがあり、指名停止を受けるケースについては、全国的にも年に数件程度発生しています。
・これは単純に業者の誤謬だったのか。何か意図があったのか。	・これは単純な積算ミスであり、意図的なものではありません。
以上により、「特に問題なし」と承認された。	
4. 抽出案件の審議	
①琉球大学 (与那) 林道法面災害復旧工事 (令和4年度) (事務局より概要及び契約内容の説明)	
・入札参加業者数が1社ということで、金額はそれほど大きいものでもなく、土木一式工事の業者は県内に多くいるが何か理由があるのか。工事実績の条件に、元請けとしての経験を求めているが、沖縄では下請け業者が多くいるため、下請けの経験も大事なのではないか。	・監理技術者・主任技術者を選任するためには、元請けでなければなりません。下請けで実績のある業者は多くいますが、監理技術者や主任技術者の数については厳しい状況です。施工条件をある程度緩和して民間の工事まで含めれば対象業者は増えますが、コリンズに登録が無い場合は実績を確認する手段がなく、評価出来なくなってしまいます。
	・工事発注の際は、コリンズで実績を確認しています。今回は工事場所 が国頭村の奥地であり業者が少ないことと、年度末の発注になってしま い他業者が受けられなかったことが理由と推測されます。
・今後複数業者に参加してもらうためにはどうするか。何か考えはある か。	・発注の際の条件を慎重に設定します。今回は災害復旧であり、実際に 現場を見ると車1台が通れるくらいの狭さの林道で、そのような場所で あったことから敬遠されたのかもしれません。
	・今回の案件は単価等を考えると、業者にとって条件があまり良くない公共工事で、沖縄県や他の公共工事に流れてしまう状況だったと推測します。本学でも複数の業者に参加してもらえるように、条件を緩和するなどしていますが、発注のタイミングでも状況は変化すると思われます。
以上により、「手続き等について問題なし」と承認された。	

質問	回 答
②琉球大学 (千原) エ2号館等改修工事 (皿期) (事務局より概要及び契約内容の説明)	
・仮に低入札価格調査を行わなければ、対象業者は受注していたのか。 大学が調査を実施したから辞退したのか。	・本案件は業者の入札価格が最低基準価格を下回ったことで入札保留と なり、調査の段階で積算ミスがあったことが判明しました。このような 場合に、本学が調査を実施しないことはありません。
	・低入札価格調査を行わなかったら業者が受注していたかどうかは分かりません。調査をせずに、業者が気付かないまま契約してしまうことが本学としては一番困ることであり、必要な調査を行った結果として、契約相手方とならなかったということになります。
・今回の対象業者の売上等は、どのくらいの規模だったのか。	・競争参加資格者情報を確認したところ、建築一式工事のB等級であ り、沖縄県内では比較的大きな規模の業者です。
・今回の指名停止2か月というペナルティとしては重いのか軽いのか。 今後の入札で、過去何年間に指名停止を受けていないかという条件はつ いてくるのか。	・総合評価落札方式では過去半年間に指名停止を受けたかどうかを評価 の条件の一つとしています。2か月間の指名停止期間については、文部 科学省と相談したうえで決定しました。
	・資料の評価基準には、法令遵守(コンプライアンス)の「事故及び不誠実な行為」で指名停止期間終了後3~6か月以内の当該工事の入札執行の有無とあり、該当すれば減点となります。
・指名停止の理由の「不誠実」とは悪意を持っているというニュアンス があるのではないか。今回の案件は、あくまで業者の誤謬だと思うが。	・低入札価格調査の場合は、入札を保留して、なぜその価格になったの かを調査することになり、落札決定まで時間がかかってしまいます。つ まり、入札行為を侵害・妨害したという不誠実な行為に当たります。
	・工事内容や契約条件を読み込んで、間違いのない資料を出してもらう ことが前提ですが、その中で単純に間違えてしまったという状況です。
以上により、「手続き等について問題なし」と承認された。	
③琉球大学(干原)エ2号館等改修電気設備工事(皿期) (事務局より概要及び契約内容の説明)	
・数年前までは入札に参加する企業が少ない様子だったが、最近は特定の工種の工事については参加企業が増えているのか。低入札価格調査では、近年資材などの価格が高騰しているが、ちょうど在庫があったからという回答が見られるが今回はどうだったのか。	・評価値が最も高かった業者が低入札価格調査の対象となり、調査の際に資材調達等について確認しました。対象業者は、工学部改修電気設備工事を I 期・Ⅱ期ともに受注している業者であり、これまでのノウハウを持っています。少し前には資材調達が困難な時期もありましたが、発注時にはその状況が落ち着いてきたことを調査のヒアリングで確認し、問題無いと判断しました。
・特定の工種の工事については、一時期に比べて参加業者は増えてきて いるのか。	・時期によると思われます。今回の入札執行は7月で、工事等については出来るだけ早期に発注する方針にしています。年度末に近づくと技術者が確保出来ない状況が起こりえますが、今回は早めに入札を執行出来たため、参加企業が多かったと思われます。
以上により、「手続き等について問題なし」と承認された。	
④琉球大学(千原)エ2号館等改修(皿期)設計業務 (事務局より概要及び契約内容の説明)	
・落札率が50%ほどだが、この金額でも大学が要求する業務内容を行うことが出来ると判断したのか。	・今回の入札金額は最低基準価格を上回り、低入札価格調査の対象ではありませんでした。最低基準価格は、実際の業務費から管理費分を引いた額となります。対象業者が人件費などで努力をして、実際の設計業務にかかる金額を適切に積んでいると判断しました。低入札価格調査の対象ではなかったため、入札を保留して調査を行った訳ではなく、入札金額が予定価格と最低基準価格の間に入ったため落札となりました。
	・業者との最初の打合せにて仕様書の内容をもとに、本学が要求している業務を網羅して履行出来るのかを確認しました。
以上により、「手続き等について問題なし」と承認された。	

質 問	回 答
⑤琉球大学(西普天間)病院新営その他工事他発注者支援業務⑥琉球大学(西普天間)医学部関係施設整備事業発注者支援業務(事務局より概要及び契約内容の説明)	
・資料の随意契約理由書を見ると、「スライド請求額確定のため検討を 進めてきた」とあるが、スライドの検討を発動する条件とは何か。また 「大学の求める業務内容を実施可能な業者」では随意契約の理由がはっ きりと分からないので説明してほしい。	・本学の工事請負契約基準にてスライド請求が出来ると定めており、業者からの要求があれば応じることになっています。 随意契約を行った理由として、数社にヒアリングを行いましたが、業務期間が3~4か月と短く、他社は対応が厳しいという返事の中、⑤の契約業者は過去に病院の物価高騰による支援業務の経験があり受注可能であるという返答がありました。⑥については医学部関係の施設整備を設計・施工一括方式にて行うもので、⑤の契約業者でも対応が出来ないとのことであり、以前医学部移転整備事業者選定の際に支援業務を行った⑥の契約業者より受注可能であるという返答がありました。
以上により、「手続き等について問題なし」と承認された。	
5. 国立大学法人琉球大学入札監視委員会設置要項の改正について (事務局より説明)	
・具体的には、申し出があった場合に、この委員会を開き委員が審議するということか。	・現在も、入札手続きにおいて再苦情処理があった場合には審議を行う必要があり、現時点ではその審議を行う案件が発生していない状況だが、「入札・契約手続」と「指名停止又は警告若しくは注意の喚起」に加えて、工事等成績評定関係についても審議対象として入れることが出来ないか検討しています。 実際今すぐ何かを行うという訳ではなく、何かあった場合に審議出来る制度を整えておきたいという意図です。
以上により、「特に問題なし」と承認された。	